

犯行ツール対策の推進について（通達）

令和6年3月27日
警察庁丁生経発第37号
警察庁生活安全局生活経済対策管理官から警視庁生活安全部長及び各道府県警察本部長宛て

（概要）

依然として生活経済事犯に預貯金口座、レンタル携帯電話その他の各種ツールが不正に利用されている実態に鑑み、犯行ツール対策の推進を指示するもの。

指示内容は、

- 生活経済事犯における犯行ツール対策の重要性
- 生活経済事犯における犯行ツール対策の推進
 - ・ 犯行ツール対策の継続的推進
 - ・ 新たな犯行ツールの実態解明等
 - ・ 犯行ツール提供事業者等に対する取締りの推進
- 留意事項
 - ・ 事件検挙時広報における留意事項
 - ・ 警察庁への報告

等である。